

第11号議案

令和8年5月25日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係）

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則等を別添のとおり改正し、施行する。

記

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

経験年数起算表

別表第5

備考2

【「獣医」及び「薬剤」選考の採用者の経験年数起算について】

経験年数起算表の備考で定める経験年数の起算にあたって通算される職歴を、「獣医」は、「獣医師免許を取得した時」、「薬剤」は、「薬剤師免許を取得した時」以降に限る旨を、それぞれ規定

【参考】別表第5 経験年数起算表

試験 (選考)	学歴免許等								
	修士 課程 修了 等	大学 専攻 科卒 等	大学 4卒	短大 3卒	短大 2卒	高校 専攻 科卒	高校 3卒	高校 2卒	中学 卒
キャリア 活用	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	14年

初任給基準表

別表第6へ

備考1（新設）

【初任給基準表にキャリア活用選考の主任に適用する初任給を追加】

医療職給料表（二）初任給基準表

職種	試験（選考）	学歴免許等	初任給
薬剤	キャリア活用		2級 27号給
		大学6卒	1級 39号給

【職務の級3級適用者（課長代理採用者）の表の読み替え】

・キャリア活用（3級の適用を受けるもの）： 3級 31号給

【参考】キャリア活用採用選考（薬剤）の初任給基準の考え方

○薬剤の大学6卒初任給（1級39号給）を基に、任用資格基準上の制度値で主任級・課長代理級へ昇格したものとして設定

主任級：主事歴3年

課長代理級：主事歴3年＋主任歴5年

主任：大学6卒・6年目（主任3年目） 2級27号給

課長代理：大学6卒・9年目（課長代理1年目） 3級31号給

在籍年数	昇給・昇格経過		
1年目	1-39		
2年目	1-43		
3年目	1-47		
4年目		2-19	
5年目		2-23	
6年目		2-27	
7年目		2-31	
8年目		2-35	
9年目			3-31

※同様にキャリア活用区分を新設した「獣医」及び「衛生監視」については、行政職給料表（一）の初任給基準表の現行規定で読み込めるため、改正不要

施行期日

附則第1

公布日（令和8年5月29日予定）

附則

附則第2

この規則の施行の日以降新たに職員となった者のうち、職種が「薬剤」で、かつ改正前の薬剤師法に基づき、修業年限4年の課程を修了し、薬剤師となった職員に関するこの規則の改正後の規則別表第五の項の適用については、同表のキャリア活用の項中学歴免許等欄に掲げる年数について「大学4卒」は「7年」とあるのを「5年」とする。

2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

キャリア活用採用選考の区分新設に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
第 6 条 関 係 (経験年数の起算及 び換算) 第 2 項	【第 1 項ただし書きの適用に「獣医」及び「薬剤」のキャリア活用適用者を追加】 「獣医」及び「薬剤」のキャリア活用区分で採用された者のうち、経歴の通算が、経験年数起算表の規定の年数に満たない場合は、経験年数の起算点は採用日とする。
適 用 年 月 日	公布日 (令和 8 年 5 月 29 日 予定)

規則等改正案文一覧

～ 目次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二への項中

「 無 期		大 学 6 卒	0	3	5
-------------	--	------------------	---	---	---

を

「 無 期	キ ャ リ ア 活 用			0	3
		大 学 6 卒	0	3	5

に

改め、同項備考2の次に次のように加える。

3 試験（選考）の区分がキャリア活用の者を採用時に職務の級3級に決定する場合

には、職務の級欄のうち2級を空欄、3級を「0」と読み替える。

4 キャリア活用の経年数の起算については、経年数起算表の定めるところによる。

別表第五第2中「別表第2」の次に「イ行政職給料表（一）級別資格基準表の職種欄の「技術」の区分の適用を受ける者のうち、獣医については、獣医師免許を取得した時、同表へ医療職給料表（二）級別資格基準表の職種欄の「薬剤」の区分の適用を受ける者については、薬剤師免許を取得した時又は同表」を記入する。

別表第六の真中

「 薬 剤		大学6卒	1級 39号給
-------------	--	------	------------

」

「 薬 剤	キャリア活用		2級 27号給
		大学6卒	1級 39号給

」

始め、同項備考を次のように始める。

備考

1 試験（選考）の区分がキャリア活用の者のうち、職務の級3級の適用を受ける

ものについては、初任給額の引上げを3級31号給とする。

2 函療技監Ⅱ類の初任給基準については、別の定めによる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日以降新たに職員となった者のうち、職種が「薬剤」で、かつ薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号。以下「改正法」という。）による改正前の薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十五条又は改正法附則第二条の規定により薬剤師となった職員に関するこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第五の適用については、同表キャリア活用の項中「㊦世」とあるのは、「㊵世」とする。

8 人 委 任 第 28 号
令 和 8 年 5 月 29 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 中 西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和8年5月29日以降これにより実施してください。

記

第6条関係第2項中「当たり、」の次に「行政職給料表（一）級別資格基準表の試験（選考）欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける獣医、医療職給料表（二）級別資格基準表の試験（選考）欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける者又は」を加える。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

改正案

現行

第一条から第三十五条まで
（現行のとおり）
別表第一 （現行のとおり）

第一条から第三十五条まで
（略）
別表第一 （略）

別表第二 級別資格基準表（第4条関係）

別表第二 級別資格基準表（第4条関係）

イからホまで （現行のとおり）

イからホまで （略）

～ 医療職給料表（二）級別資格基準表

～ 医療職給料表（二）級別資格基準表

職 種	試験（選考）	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
薬 剤	キャリア活用	大学6卒	0	3	3
歯科衛生 から医療 技術まで	（現行のとおり）	（現行のと おり）	（現行の とおり）	（現行の とおり）	（現行の とおり）

職 種	試験（選考）	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
薬 剤	（新設）	大学6卒	0	3	5
歯科衛生 から医療 技術まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

備考

1 及び2 （現行のとおり）

1 及び2 （略）

3 試験（選考）の区分がキャリア活用の者を採用時に職務の
級3級に決定する場合には、職務の級欄のうち2級を空欄
3級を「0」と読み替える。

4 キャリア活用の経験年数の起算については、経験年数起算
表の定めるところによる。

（新設）

ト （現行のとおり）

ト （略）

別表第三及び別表第四 （現行のとおり）

別表第三及び別表第四 （略）

別表第五 （現行のとおり）

別表第五 （略）

備考

- 1 (現行のとおり)
- 2 経歴年数の起算は、職員の経歴のうち、経歴年数換算表の経歴の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経歴が直接役立つと認められる職務に従事したもの」(6月以上のもの (別表第2イ行政職給料表 (一) 級別資格基準表の職種欄の「技術」の区分の適用を受ける者のうち、獣医については、獣医師免許を取得した時、同表へ医療職給料表 (二) 級別資格基準表の職種欄の「薬剤」の区分の適用を受ける者については、薬剤師免許を取得した時又は同表ト医療職給料表 (三) 級別資格基準表の職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける者については、看護師免許を取得した時以後のもの)に限る。)の通算が学歴免許等欄に掲げる年数に達し、かつ、当該学歴免許等の資格を取得した時とする。

3から6まで (現行のとおり)

別表第6 初任給基準表 (第10条、第11条関係)

イからホまで (現行のとおり)

へ 医療職給料表 (二) 初任給基準表

職 種	試験 (選考)	学 歴 免 許 等	初 任 給
	キャリア活用		
薬 剤		大学6卒	2級 27号給 1級 39号給
栄養士から医療技術まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考

- 1 (略)
- 2 経歴年数の起算は、職員の経歴のうち、経歴年数換算表の経歴の種類欄における「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経歴が直接役立つと認められる職務に従事したもの」(6月以上のもの (別表第2ト医療職給料表 (三) 級別資格基準表の職種欄の「看護師」の区分の適用を受ける者については、看護師免許を取得した時以後のもの)に限る。)の通算が学歴免許等欄に掲げる年数に達し、かつ、当該学歴免許等の資格を取得した時以後とする。

3から6まで (略)

別表第6 初任給基準表 (第10条、第11条関係)

イからホまで (略)

へ 医療職給料表 (二) 初任給基準表

職 種	試験 (選考)	学 歴 免 許 等	初 任 給
	(新設)		
薬 剤		大学6卒	1級 39号給
栄養士から医療技術まで	(略)	(略)	(略)

<p>備考</p> <p>1 試験（選考）の区分がキャリア活用の者のうち、職務の級3級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を3級31号給とする。</p> <p>2 医療技術Ⅱ類の初任給基準については、別の定めによる。</p> <p>ト（現行のとおり）</p> <p>別表第七及び別表第八（現行のとおり）</p>	<p>備考 医療技術Ⅱ類の初任給基準については、別の定めによる。</p> <p>ト（略）</p> <p>別表第七及び別表第八（略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条関係から第5条関係まで (現行のとおり)</p> <p>第6条関係 (経験年数の起算及び換算)</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 この条の第1項ただし書の規定の適用に当たり、<u>行政職給料表(一)級別資格基準表の試験(選考)欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける獣医、医療職給料表(二)級別資格基準表の試験(選考)欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける者又は医療職給料表(三)級別資格基準表の試験(選考)欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける者の有する経歴(採用の基礎となつた選考に基づき採用された日の前日までの間をいう。)</u>のうち、経験年数起算表備考第2項の規定により通算した年数が、同表学歴免許等欄に掲げる年数(同表備考第3項の規定の適用を受ける場合は当該年数)に達しないときのその者の経験年数の起算点は、その者の採用の基礎となつた選考に基づき採用された日とする。</p> <p>3から5まで (現行のとおり)</p> <p>第7条関係から昇格時職務区分別号給表関係まで (現行のとおり)</p> <p>別表第1から別表第3まで (現行のとおり)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条関係から第5条関係まで (略)</p> <p>第6条関係 (経験年数の起算及び換算)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第1項ただし書の規定の適用に当たり、医療職給料表(三)級別資格基準表の試験(選考)欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける者の有する経歴(採用の基礎となつた選考に基づき採用された日の前日までの間をいう。)のうち、経験年数起算表備考第2項の規定により通算した年数が、同表学歴免許等欄に掲げる年数(同表備考第3項の規定の適用を受ける場合は当該年数)に達しないときのその者の経験年数の起算点は、その者の採用の基礎となつた選考に基づき採用された日とする。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>第7条関係から昇格時職務区分別号給表関係まで (略)</p> <p>別表第1から別表第3まで (略)</p>